

26監二第179号
平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋 殿

福岡県監査委員 小串 正伸
同 伊藤 龍峰
同 行正晴 實
同 井本邦彦

平成25年度決算に基づく健全化判断比率等の審査について

(対8月4日26財第484号)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率等に対する審査意見書を別冊のとおり提出します。

平成 25 年度

健全化判断比率審査意見書

福岡県監査委員

健全化判断比率審査意見書

目 次

1 審査の対象	33
2 審査の概要	33
3 審査の結果	33

1 審査の対象

平成25年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の概要

この健全化判断比率審査は、知事から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも実質収支が黒字であるため表示されない。

記

健全化判断比率	平成25年度比率(%)	平成24年度比率(%)	対前年度増減	早期健全化基準(%)
実質赤字比率	—	—	—	3.75
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75
実質公債費比率	14.8	15.0	△ 0.2	25.0
将来負担比率	254.2	257.3	△ 3.1	400.0

平成 25 年度

資金不足比率審査意見書

福岡県監査委員

資金不足比率審査意見書

目 次

1 審査の対象	34
2 審査の概要	34
3 審査の結果	34

1 審査の対象

平成25年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の概要

この資金不足比率審査は、知事から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。
なお、いずれの会計も資金不足額がないため表示されない。

記

会 計 名	平成25年度比率(%)	平成24年度比率(%)	経営健全化基準(%)
福岡県病院事業会計	—	—	20.0
福岡県電気事業会計	—	—	20.0
福岡県工業用水道事業会計	—	—	20.0
福岡県工業用地造成事業会計	—	—	20.0
福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計	—	—	20.0
福岡県流域下水道事業特別会計	—	—	20.0